精神障害者保健福祉手帳の記載の仕方について

野口正行 メンタルセンター岡山 岡山県精神保健福祉センター

本パワーポイントの目的

- 本パワーポイントでは、精神障害者保健福祉手帳の具体的な記載についての留意点についてお示ししました。
- 手帳の説明とそれぞれの項目での書き方については、「精神障害者保健福祉手帳について」をご参考にしてください。

精神障害者保健福祉手帳の記載の具体例

精神障害者保健福祉手帳診断書

フリガナ	○山○男		明治・大正・昭和・平成・令和		(5) (4			
氏 名			年 月	日生	歳 話にま			
住 所					少ない			
① 病 名	([ICD =	(「ICD コード」欄には、F00~F99 及びG40 の範囲のものを記入してください。)						
病名	1) 主たる精神		2) 従たる精神障害	3)身体	合併症			
	統合失調	症			6 4			
ICDコード	F .	• G40 F	. • G40	/	1 1	現在の		
身体障害者手帳	なし・あり(障害種			į)		日常生) 適切		
②初診年月	主たる精神障害の初診	主たる精神障害の初診年月日 *1): 診断書作成医療機関の初診年月日:						
	昭和・平成・令和	63年 10月 20日	昭和・平成・令和	2 年 12月	10日 (2)身辺		
3 発病から	現在までの病歴及び治				療の経過、			
治療内容など		定発病時期	年月頃	- NANDALINA II	(3) 金錐		
高校卒業後、東京	都内の大学に進学。昭和63年新	新学期が始まる頃から、信	Eんでいた学生寮の窓の外か) 13 m.		
	「降り、街中を彷徨うなどした。				7 1 3 27 2C 1 100) 通防		
	し、3ヶ月入院。その後も幻覚 平成15年以降は外来通院をし				, DIT 1278 -	\ <i>h</i> .l		
	係のつまずきから利用中断。! 客(認知症を除く)の場合、発) 他丿		
* 器質性精神障		i症の原因となった疾患々			(6) 身辺		
	(疾患名			月 日)		/ 夕1		
	引状、状態像等(該当す	⁻る項目を○で囲む	P)		(7) 社会		
(1) 抑うつり			4 7 m/h /	`		/ TLT		
1 思考・ (2) 躁状態	運動抑制 2 易刺激性、興	!奮 3 憂うつ気分	4 その他()	(0) 趣り		
(2) 躁状態 1 行為心	迫 2 多弁 3 感情高指	場・易刺激性 4 その) 他 ()	()	/ 心炉		
(3) 幻覚妄		SOUTHWILE I CO	· ·	,	3 日	常生活		
	2 妄想 3 その他()				(該当		
(4) 精神運	助興奮及び昏迷の状態	,			(1) 精		
1 興奮		その他()		(2) 精		
	調症等残遺状態	の減退 4 7 のか /)	(3)精		
1 自閉 (6) 情動及	2 感情平板化 3 意欲 3 意欲	<u>の減退</u> 4 その他()	(4) 精		
1 爆発性		多動 4 食行動の類	常 5 チック・汚言		(5)) 精		
6 その他		2 2 11 20 27	9 / / / / / / /		7 (の 身		
(7) 不安及					食事は			
	不安・恐怖感 2 強迫体験	3 心的外傷に関連	望する症状 4 解離・転	奥症状	は通所し	してい		
5 その他 (8) エムか	() し発作等(けいれんおよび意識	:陪宝)			® #	またの		
	ン光作寺(けいれんねよい息瞰 いん発作:発作区分(ア 意識		hが失われる イ 意識を失	・い. 行為が徐絶す		心1エ ບ 23 号)		
1 (707		無を問わず、転倒する				保護の		
	発作頻度(発作(年 月ごろ		地域活			
2 意識[)			9 (1	青考		
	用物質の乱用及び依存等	- HK 3位 如 4 7 ~ //L	(- "	-		
	ール 2 覚せい剤 3 有 用 イ 依存 ウ 残遺性・	「機溶剤 4 その他 遅発性精神病性障害 (サト		~ L)				
	用 1 似任 9 残退性・ の他(建宪注相种构注障音(4)	11年減で10日11日11日11日1日日	- C)				
	青神作用物質の使用 有・無(年 月から)					
	記憶・学習・注意の障害							
	害(精神遅滞) ア軽度	イ 中等度 ウ 重度		9 : A, B1, B	2)			
2 認知症 4 学翌 σ	3 その他の記憶障害 (困難 ア 読み イ 書き	ウ 算数 エ その他	1 ()	上記の	とおり		
		その他()	,				
	発達障害関連症状		,		医春幽	関の名		
			ペターンにおける質的障害			関所在		
	た常同的で反復的な関心と活動	él. 4 7 m/de /	\		医	浏灯仕		

④の病状・状態像等の具体的程度、症状、検査所見 等

話にまとまりを欠き、思考も混乱して困惑することがある。5年ほど前までは、「天井の裏側から、自分の名前を呼んで指図する女 声がする」と訴え、指図にしたがって遠出するなどしていたが、現在はこのような幻聴が多少はあるものの、行動が左右はされるこ 少ない。地域活動支援センターに通うも、一人で過ごすことが多く、他の利用者との交流は少ないなど、人との関わりは少ない。

【検査所見:検査名、検査結果、検査時期】(身体所見(神経学的所見)、臨床検査の結果(心理テスト・知能テスト等)を含む)

യ	土	. 佰配刀の状態	(保護的	環境ではな	い場合を	想定して判]断する							
	1 到	見在の生活環境	入院・ス	、所(施設:	名)	在宅	三(ア単	身・イ	家族等	€と同居)	•	
			その他	*)						
2		日常生活能力の判定	: (該当す	るもの一	つを○で	囲む)								
	(1)	適切な食事摂取					_							
		自発的にでき	_	自発的に	できるが	援助が必	要 •	援助	があれば	できる	• ٦	できない		
	(2)	身辺の清潔保持、												
		自発的にでき	る・	自発的に	できるが	援助が必	要 •	援助	があれば	できる	• ٦	できない		
	(3)	金銭管理と買物												
		適切にで <u>き</u> る	<u> </u>	おおむねで	きるが援	助が必要	•	援助が	あればで	きる	・でき	きない		
	(4)	通院と服薬(要・	不要)_											
		適切にできる	· ‡	おむねで	きるが援	助が必要	•	援助が	あればで	きる	・でき	きない		
	(5)	他人との意思伝達		係										
		適切にできる		おむねで	きるが援	助が必要	•	援助が	あればで	きる	・でき	きない		
	(6)	身辺の安全保持・	危機対応	5.										
		適切にできる			きるが援	助が必要	•	援助が	あればで	きる	・でき	きない		
	(7)	社会的手続や公共		川										
		適切にできる		おむねで	-		•	援助が	あればで	きる	・でき	きない		
	(8)	趣味・娯楽への関	. –											
		適切にできる	・_ お	おむねでき	るが援助	りが必要	· <u>援</u>	助があ	ればでき	る・	できな	<u>'\</u>		
3		常生活能力の程度			. O I	T- \								
		(該当する番号を選					- > -	_						
	(1)							- 0						
		精神障害を認め、							e lasteri de d	4 mm 1 1 1 1				
	(3)										る。			
	(4)	精神障害を認め、精神障害を認め、						守援切を	化要とす	る。				
_					ほとんと	でさない。								
7	_	の具体的程度、												
		炊せず、コンビニで ているが、他の人と												
I & JE	2171 C	ているが、他の人と	の文派は	となく、 値に	1. 四川2	X/FI& E - E I	_ U . Ø .	- 6 10.30	U.º 17 X I	1) T-101 C	0又1友1	OTIGO.	/J·/ /L / S	C 00,
8	現	在の障害福祉等	争サービ	スの利用	月状況	(障害者の日	常生活	及び社会	生活を総合	合的に支持	爱するたと	めの法律(円	区成 17 年	年法
		3 号)に規定する自立語	川練(生活言	練)、共同生	三活援助(ク	ブループホー	-ム)、居	宅介護(フ	ホームヘル	プ) 、その	他の障害	福祉サーヒ	ス、訪問	脂
		呆護の有無)												
		カ支援センターに週 1	. 凹通所。			C .dc 88 \d-	- / - 1				. III A \			
9	1佣	考		•		医療関連								
				(主た	る精神障害	書がICDカ	テゴリ	−F40~	F99の場合	は以下の	の該当項	目にチェ	ックを氰	乙
					治療継続		□討			口非該	_			
						□精神保			□3年以上	_精神医	療に従	事した経	険がある	5医
						际 なし	・あり							
				訪問看護	ステーシ	/ョン名:								

上記のとおり、診断します。

医療機関所在地

指示内容

(「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準の運用に 当たって留意すべき事項について」H7.9.12健医精発45号通知 の例を元に作成)

診療担当科名

精神障害者保健福祉手帳の記載の留意点

審査の着眼点

- ・状態の悪いときだけではなく、診断書作成の前後2年間のおおよその状態が総合的にわかるように記載されている。
- •⑥-2「日常生活能力の判定」⑥-3「日常生活能力の程度」の〇の位置を⑦「生活能力の具体的程度、状態等」が具体的、個別的にわかるように説明できている。
 - ▶⑥-2, 3の○の位置が重い障害を示す位置にあるが、⑦の説明が抽象的であったり、軽い障害であるように読み取られるなどの場合、返戻して確認することがある。
- 日常生活能力の変化があったときに、その変化について、③、④、⑤、⑦に説明が記載されている。
 - ▶日常生活能力の変化と病歴や病状、生活能力の記載からそれが読み取れない場合には返戻して確認することがある。

- (7)6の具体的程度、状態等
- 「抑うつが強い時には、ひきこもっていて何もできない」
 - →抑うつが強い時期はどれくらいを占める?
 - →抑うつが強くない時期はどのような状態?
 - □診断書を書いた時の状況、あるいは悪い時だけの状況ではなく、診断書記載 前後2年間の状況を総合的に書く
- 「状態が悪い時には、興奮して暴れて手がつけられない」
 - →興奮して暴れる時期がどれくらいを占める?
 - →それによる周囲がどれくらい援助や配慮が必要?
 - □状態が悪いときがどれくらい時期があり、支援状況がどうなのか、それ以外の時期の状態がどうなのかを、診断書記載前後2年間の状況を総合的に推測しながら書く

- ⑥-2「日常生活能力の判定」で「(3)援助があればできる」に○がついているが、障害者雇用も2年以上続いている。
 - →⑥-2からは2級が考えられるが、障害者雇用が継続しているなら、3級相当か?
 - ■それぞれの項目や級の想定されるイメージから適切な項目を選択するか、あるいは⑦に、日常生活の援助状況や職場での業務遂行状況と周囲の援助状況についてよくわかるように記載する。
- ⑥-2では「自発的にできるが援助が必要」を選択しているが、⑥-3では、「(4)精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、常時援助を必要とする」を選択
 - →⑥-2では3級が考えられるが、⑥-3からは2級相当か?
 - ■これも上と同じ。⑦に、日常生活の障害の様子やそれに対する援助状況についてよくわかるように記載する

- 76の具体的程度、状態等
- 「著しい生活障害があり、家族の支援が必要」
 - →具体的にはどのような生活障害があって、どのような支援が必要?
 - □特に⑥-2で、「援助があればできる」「できない」を選択した項目では、具体的な生活障害と支援を書く
- 「ADLが低下しており、全面的援助を要する」(入院中)
 - →具体的な援助はどのようなものを行っている?
 - →例えば、排せつや入浴の介助をどうしている?
 - □おむつ着用、入浴時や食事の介助、移動は車いすを使っているかどうかなど、生活能力の障害や援助状況が具体的にわかるように書く

- ④のてんかんの発作の種類、頻度、最終発作年月日
- 「複雑部分発作、年1,2回、最終発作2年前」
 - →てんかん発作のイ、ロ、ハ、二のどれに該当?
 - →二であれば、年1回か2回で2級か3級か分かれるが、どちらに該当?
 - →頻度は年1,2回となっているが、最終発作は2年前とはどちらが正しい?
 - □てんかんの発作の種類は医学的診断分類とは異なるので注意。
 - ■回数についてはなるべく正確に書く。
 - ■頻度と最終発作年月日の整合性も確認して書く。